



2022年5月18日

各 位

会社名 株式会社三ツ星
代表者 代表取締役社長 競 良一
(東証スタンダード・コード 5820)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 松山 元
電話番号 06-6261-8881

株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、当社の株主であるアダージキャピタル有限責任事業組合様（以下「提案株主」といいます。）より、2022年6月24日開催予定の第77期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領しておりましたが、2022年5月18日開催の当社取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、提案株主は、本株主提案書面において、2022年5月12日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における株主提案議案（以下「本臨時総会株主提案議案」といいます。）に係る決議が不公正な方法でなされるなどの瑕疵があるとは認められないと提案株主が判断する場合には、仮に当該各決議が否決であるとしても、本株主提案書面による株主提案権の行使を撤回することを予定しているとしておりましたところ、2022年5月12日に当社ホームページにて公表いたしましたとおり、2022年5月12日に開催した本臨時株主総会において、本臨時総会株主提案議案はいずれも否決されましたが、本日現在、提案株主より本株主提案を撤回する旨の連絡は受けておりません。

記

1. 本株主提案の内容及び理由

(1) 議題

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- ② 監査等委員である取締役2名選任の件

(2) 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当箇所の記載を原文のまま掲載したものです。

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案の全てに反対いたします。

本株主提案の内容は本臨時総会株主提案議案と実質的にはほぼ同一であり、当社取締役会が本株主提案に反対する理由は、2022年4月8日付「臨時株主総会開催日時及び場所、付議議案並びに株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ」において開示いたしました内容が基本的に妥当いたしますが、以下のとおり、若干の補足を含めて改めてご説明いたします。

(1) 当社の課題の解決と企業価値の向上のためには現在の経営陣が適任であり、新たな取締役を選任する必要がないこと

① 現経営陣の下での近時の取り組みと成果

当社は、2015年6月に競良一氏が当社の専務取締役に就任して以降、当社の強みである「高強度製品」や「耐水製品」といった高付加価値製品への選択と集中による経営基盤の強化を進めるとの経営方針の下、付加価値の低い汎用品への経営リソース投下を抑える一方で、高付加価値製品の開発・生産・販売に積極的な資本投下を行い、2017年3月期から2021年3月期にかけて合計で1,800百万円の設備投資を実施してまいりました。

それに加えて、経営戦略として4S（新）運動（注）を掲げ、重点強化分野への積極的な投資を実施してまいりました。また、ESG（環境・社会・ガバナンス）を経営の中核に据え、持続的な成長を実現するため、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の充実・強化を図る改革を進めてまいりました。

（注）4S（新）運動とは、以下の4つの施策を重点強化施策として推進するものであります。

「新分野開拓」：環境・社会の変化に即応

「新製品創出」：新しいニーズに呼応した技術開発

「新顧客増強」：常に顧客を拡充しネットワーク拡大

「新グローバル戦略推進」：新たな海外市場の開拓

これまでの具体的な取り組みは以下のとおりであり、継続した改革による成果が着実に現れてきております。

（i）海外マーケット拡大への取り組み

当社は、2016年3月期に経営企画部海外事業課を立ち上げ、2020年3月期にはこれを国際事業部に改組し、その陣容を拡大いたしました。国際事業部には、中国語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語等、各国の言語を母国語とするスタッフを揃え、アジア地域を中心としたマーケットでの収益拡大を図っております。当社の国際部門の2022年3月期（見込み）の売上高は、2016年3月期の約20百万円と比べて約20倍と、飛躍的に拡大しております。

また、2018年3月期に海外（フィリピン）から技能実習生の受け入れを開始するとともに、2018年度から2019年度には、ゴム電線の生産をフィリピン子会社で行うため、工場建屋新設や機械設備導入資金として319百万円の投資を行い、国内外の案件に即対応できる生産体制を構築してまいりました。これに伴い、フィリピン国内への販売も順調に

推移しております。

(ii) 新製品開発を可能とする技術力の向上への取り組み

当社は、2020年2月に246百万円を投資して滋賀に技術開発センターを新設するとともに、2020年7月には技術部を開設し、開発部門を集約いたしました。また、2021年11月には、港湾・河川分野の新製品開発に特化した研究組織「アクアラボ」を立ち上げました。

技術部では、産学連携として大阪大学、金沢工業大学、北陸先端科学技術大学院大学などと共同研究を行い、先進的な領域での技術開発力向上に取り組むとともに、電線業界以外の他業界企業との共同開発により、これまで電線分野では提供されていなかった付加価値の高い製品を開発・提供しております。

これらの技術開発力向上への取り組みは着実に成果を上げており、当社が「第4回コンポジットハイウェイ・アワード2020」(主催:コンポジットハイウェイコンソーシアム、共催:経済産業省中部経済産業局)でグランプリを受賞した技術を活用し、2020年12月に新製品マルチケーブル(注1)を開発いたしました。

2021年12月には、水中機器用フロートケーブル(注2)が「PVC Award 2021」(主催:塩ビ工業・環境協会、日本ビニル工業会、日本ビニール商業連合会、日本プラスチック製品加工組合連合会)で準大賞を受賞いたしました。また、水中機器用フロートケーブルは、2022年1月に国土交通省が運営する「NETS(新技術情報提供システム)」に登録され、今後、公共事業への積極的な参入が見込まれております。

新製品開発数は、2019年3月期は2件、2020年3月期は5件、2021年3月期は3件、2022年3月期(見込み)は9件と着実に増加しており、これから収益拡大の大きな礎となっております。

(注1)「マルチケーブル」とは、炭素繊維ワイヤー芯線を使用した飛躍的な耐張力、耐屈曲性能を有し、高所作業や水中作業でも利用可能なケーブルをいいます。

(注2)「水中機器用フロートケーブル」とは水中で作業する機器用ケーブルに、発泡PVC(塩化ビニル)を被覆して水に浮くケーブルをいいます。

(iii) 電熱線事業への投資

当社は、当社の子会社であるシルバー鋼機株式会社の主力事業である電熱線事業につき、2019年3月期から2020年3月期にかけて410百万円を投資し、同社の本庄工場を埼玉県本庄市に建設し、移転いたしました。本庄工場では、生産体制・ラインの効率化が図られたことにより生産性が向上し、また、新分野、新規顧客開拓に取り組んできた産業機器分野、自動車分野、抵抗器分野での需要が拡大したことから、2022年3月期第3四半期は前年同期比で売上高、営業利益ともに增收増益となっております。

(iv) 基幹システムへの投資

当社は、2019年3月期より196百万円を投資して基幹システムを刷新し、本社・支店・工場の情報データの一元化を図ることで生産・販売・会計の業務連携強化ができるERPシステムを構築しております。これにより、製造業としての生産管理、原価管理面で

もデータ分析や在庫管理に注力することができるようになったことに加え、ＩＴ化による業務の効率化・スピード化に繋がっており、収益機会の増強とコストダウンが見込まれております。

(v) 従業員エンゲージメントへの取り組み

当社は、当社の将来を担う人材の育成と強化に取り組んでおります。2021年3月期末時点の社員の平均年齢は39.9歳となり、さらに、新規大学卒業者の勤務期間は、2019年から2021年の実績で、3年以内の離職率が0%となっており、従業員の定着率も向上しております。

また、経営陣と従業員のコミュニケーションを強化することを目的として、2021年10月に「社員総代会」を組成し、毎月第1営業日に社長方針や社内広報のための社内IRを実施しております。また、健康経営として健康増進プログラムを実施し、従業員の健康増進とコミュニケーション促進にも取り組んでおります。

(vi) 営業活動における取り組み

当社は、2019年8月に創業100周年を記念した展示会を開催し、当社の新製品や产学連携などの戦略的な取り組みをご紹介し、お客様から好評をいただきました。さらに、お客様から「展示会以外でも三ツ星の製品を紹介してもらえる場が欲しい」というお声をいただき、2019年10月から開始した製品説明会は2022年3月末までに延べ120回を数え、累計で650名を超えるお客様にご参加いただきました。

また、2020年7月からは業務担当者による営業活動を開始し、2020年12月にタブレット端末を用いた営業活動を開始するなど、お客様にわかりやすい営業活動を実現するため取り組みを続けております。

(vii) 情報発信における取り組み

当社は、当社の情報をお客様や関係者の皆様に発信する場として、2020年6月、ホームページをリニューアルいたしました。また、2021年11月にはFacebookに企業アカウントを開設し、その時々のトピックスを掲載し、タイムリーな情報発信の場として活用しております。

さらに、2021年12月に開催された海洋土木分野における展示会「Techno-Ocean 2021」への出展、2022年1月に開催された野村IR主催のオンライン会社説明会への参加等、情報発信の場を外部にも広げております。2022年2月には、2回目となる当社単独の展示会をWEB形式で開催し、延べ700名を超えるお客様に来訪いただきました。

(viii) 社会課題への取り組み

当社はこれまで、洋上風力発電事業における海底ケーブル埋設機の電源ケーブルや、火山噴火の軽石問題・海洋汚染問題に対処する浄化機械の動力ケーブルなど、社会問題の解決に資する製品を提供してまいりました。今後も、ESG（環境・社会・ガバナンス）を経営の中核に据え、環境・エネルギー問題や防災対策への取り組みをさらに強化してまいります。

② 近時の経営成績

前述のとおり、当社は、2016年4月以降、汎用品への経営リソース投下抑制と高付加価値製品への積極的な投資を継続して進めてまいりましたが、転換の過渡期に当たる直近3期においては、汎用品販売の減少と先行投資に伴う費用増が同時に起こる「産みの苦しみ」がございました。そのような状況においても、コスト適正化と赤字事業であった電熱線事業のテコ入れを行うことで、一定以上の利益水準を確保してまいりました。

そして、上記のような過渡期を経た今、高付加価値製品の開発力・生産力・販売力が強化されたことで、中長期的な増収増益トレンドを実現できる事業基盤が整ってまいりました。2022年3月期は売上高9,187百万円（前年同期比20.3%増）、営業利益237百万円（前年同期比20.4%増）と、いずれも前年同期を上回っております。

一方で、当社は、筋肉質な財務体質の実現に向けた各種取り組みも並行して行ってまいりました。具体的には、土地や有価証券等の売却により獲得したキャッシュを成長投資へ振り向けるとともに、借入金の水準を引き下げることで財務健全性を高めてまいりました。結果として、有利子負債は、2016年3月期末の残高2,631百万円に対し、2021年3月期末の残高は1,679百万円と、952百万円減少し、自己資本比率につきましても、2016年3月期の45.7%に対し、2021年3月期は59.7%と上昇いたしました。このように、設備投資の積極化と財務体質の健全性の強化の両立を実現しております。

以上のことより、当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の困難な環境でも、積極的な投資を行いつつ、安定した利益を確保しながら、財務体質の強化を図ることができております。

提案株主からは、本株主提案書面において種々のご意見をいただきしておりますが、いずれも誤った事実関係の認識に基づいた当を得ないものという外ありません。

まず、「当社の経営成績は、未だ新型コロナウイルス感染拡大前の状態にさえ、回復する見通しが持てていない状況にある」とのご意見をいただきておりますが、2022年3月期の営業利益は237百万円、営業利益率2.6%であり、来期以降においては、前述した事業基盤強化施策の効果がさらに本格的に発現していく見込みで、特に収益性は大きく改善することが予想されます。当社の事業を知悉した現経営陣の下、中長期的な増収増益を実現すべく事業展開を行っていく所存であります。

次に、当社が1,424百万円もの現預金を有しながら新規事業に投資していない旨のご意見については、前述のとおり、当社は、2017年3月期から2021年3月期にかけて合計で1,800百万円の設備投資を実施してまいりました。当社が現在保有する現預金は、当社の事業運営及び新規投資に必要な資金として適正な水準にあり、当社は今後も資本効率を意識しながら成長投資と株主還元を実施することで、株主価値の最大化を実現してまいります。

さらに、提案株主が本株主提案書面において同業他社として当社と比較している上場企業は、実際は業態及び取扱製品が当社とは相違するものであり、経営成績を比較する対象と

しては適切ではありません。当社と同様の業容・規模を有する同業他社と比較した場合、当社の業績は堅実な実績を残しております。

加えて、提案株主は、本株主提案書面において、当社が中期経営計画を公表していないことを批判しておりますが、当社は、経営理念や経営基本方針を掲げ、取締役会では、中期経営計画の承認、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜計画の見直しを行っております。中期経営計画の公表は、株主及び投資家の皆様に当社の経営戦略及び成長戦略についてご理解頂くための重要な課題と認識しており、今後検討してまいります。

③ 現経営陣が当社の経営に必要な資質を備えていること

当社の事業運営にあたっては、当社を取り巻く事業環境・製品知識及び技術力に対する理解や取引先との関係の維持・強化を図ることが不可欠であり、これらに対する知見・経験・能力やこれまで培ってきた人的関係を有する現経営陣に経営を委ねることが、経営効率を最大化し、企業価値の向上に資するものと考えております。

当社における取締役選任の方針等につきましては、知識、経験、適性を評価し、多様性やスキルの観点も含めて、監査等委員である社外取締役で構成する「指名・報酬諮問委員会」にて十分審議の上、指名することとしております。当社の現任の取締役は、上記選任の方針に沿って、指名・選任されており、当社の企業価値を向上するにふさわしい資質を有しております。

さらに、競良一氏、松山元氏及び前田康智氏の3名については、以下の実績から、再任されるべきと考えております。

(i) 競良一氏

代表取締役社長である競良一氏は、2015年6月に専務取締役に就任して以来、当社の業務改革を推進してまいりました。主な実績としては、業績関連では電線事業の新分野開拓、新製品創出、新顧客増強、新グローバル戦略推進を掲げた収益の向上、ポリマテック事業の低収益体质の改善、そして電熱線事業の3期赤字(2014年3月期から2016年3月期)の解消等を実現しております。

(ii) 松山元氏

取締役である松山元氏は、当社において総務部門の部門長を長く務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております、また、社内事情に精通し、調整能力にも長けております。主な実績としましては、会社関連法令や人事労務制度の改正への取り組みや、間接経費の幅広い見直しを通じた大幅なコスト削減に貢献してまいりました。また、安定的な従業員の雇用維持のために、長期的かつ持続可能な人事制度構築による処遇改善や職場環境改善などにも取り組んでまいりました。直近では、従業員の安全の確保のために新型コロナウイルス感染症対策を推進しております。

(iii) 前田康智氏

取締役である前田康智氏は、当社のフィリピン工場の運営にその立ち上げから従事しており、これまでの経験を生かして海外事業を推進してまいりました。主な実績としては、海外マーケットの開拓と国際部門の売上高の大幅な向上、フィリピン工場でのゴム電線生産設備の導入及び生産立ち上げ等に貢献しております。また、電線事業及びポリマテック事業にも精通しており、営業統括として率先垂範して業績向上に取り組んでおります。

なお、提案株主は、本株主提案書面において、提案株主が本臨時株主総会に関連して行った当社の株主名簿の閲覧謄写請求につき、当社の現経営陣が会社法に違反して株主名簿閲覧謄写請求に応じず、大阪地方裁判所が 2022 年 4 月 11 日に株主名簿の閲覧謄写請求をさせるよう命令を発したにも関わらず、これを無視し続けた等として、現経営陣のコンプライアンス違反を批判しておりますが、全く理由のないものと考えております。

当社は、2022 年 4 月 27 日付「アダージキャピタル有限責任事業組合による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て及びその取下げに関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社による調査の結果、提案株主が他の株主らと共同して、集団で当社株式の買付けを行っている疑いが判明したこと、提案株主及びその他関係者は金融商品取引法に違反して大量保有報告書を提出しないまま、秘密裏に当社株式を買い集めていると考えられたこと、提案株主からは、当社の役員を刷新した後の具体的な経営方針は全く示されておらず、当社の企業価値を高める資質を有しない取締役候補者が選任されれば、当社の事業継続に支障が生じることが明らかであると考えられたこと等から、提案株主が委任状勧誘等の手法を用いて当社の経営権を奪取しようとする行為は、自己の利益のみを目的とした行為を行って当社の企業価値を損ない、ひいては当社の株主共同の利益を害する濫用的な行為に該当する可能性があると考え、かかる濫用的な行為が行われることが想定される場合には、会社法第 125 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の株主名簿閲覧謄写請求の拒絶理由に該当し、又は本請求が権利濫用に該当するものと判断いたしました。

また、当社による調査の結果、提案株主の関係者と考えられる者が過去にクオカードを配布して委任状の勧誘を行ったことがあることが判明したため、当社は、提案株主に対して送付した質問事項において、当社株主への委任状勧誘に際して、議決権行使促進やアンケートへの協力等を名目とし、クオカード等の金品に相当し得るものを配布する案内を行う予定があるか質問しましたが、提案株主はかかる質問にも回答しようとしませんでした。そのため、提案株主又はその関係者が、本臨時株主総会においてクオカード等の金品に相当し得るものを配布する方法を用いて委任状勧誘を行うことが想定されました。当社は、クオカードその他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う行為は、経済的利益の提供を誘引として委任状を取得し、又は議決権行使書等により議決権行使を促す方法であり、株主による議決権行使の公正性を害する可能性のある行為であると考えております。そして、当社は、本臨時株主総会において、提案株主が、クオカードその他の金品を配布する等の方法による委任状や議決権行使の勧誘を行った場合、当該勧誘は、本臨時株主総会における決議の方法を著しく不公正とする行為であり、かかる方法に基づく議決権の代理行使及び議決権行使は、当社の業務の執行を妨げ、株主の共同の利益を害するものであると考えましたので、かかる勧誘が行われることが想定される場合には、会社法第 125 条

第3項第1号又は第2号の株主名簿閲覧謄写請求の拒絶理由に該当し、又は本請求が権利濫用に該当するものと判断いたしました。

以上の考えに基づき、当社は、2022年4月14日、大阪地方裁判所において、株主名簿閲覧謄写に係る仮処分決定を取り消し、提案株主による仮処分申立てを却下することを求めて、保全異議の申立てを行いました。その後、裁判手続の内外で、代理人を通じて、提案株主がクオカードその他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う等の議決権行使の公正性を害する行為を行わないこと等を誓約事項とする誓約書を提出し、当社が株主名簿閲覧謄写請求に応じることについて交渉を行い、同年4月21日に、当社は、提案株主から、当社の株主総会における提案株主が行う委任状勧誘の方法等に関する誓約書を取得いたしましたので、同年4月22日、株主名簿閲覧謄写請求に対する任意開示に応じました。

以上のとおり、当社が提案株主から株主名簿閲覧謄写請求を受けた後直ちに株主名簿を開示しなかったことは正当な理由によるものであり、コンプライアンス違反等と批判されるべきものではありません。

- (2) 本株主提案が承認可決された場合、事業継続に支障が生じることが明らかであり、当社の企業価値が毀損されるとともに、株主の皆さまを含む多くのステークホルダーにとって不利益となること

万が一、本株主提案が承認可決され、前述のとおり当社の高付加価値製品への選択と集中による経営基盤の強化を中心とする様々な取り組みを推進してきた現経営陣が再任されなかつた場合、当社経営が立ち行かなくなることは明らかであります。来期以降、事業基盤強化施策の効果がさらに本格的に発現していくことが見込まれるにも関わらず、経営方針の転換や、取引先を含む現場の混乱により当社経営に支障が生じることとなると、当社の企業価値が毀損し、深刻な事態に陥ることが容易に推測されます。

また、以下のとおり、新たな取締役が当社の経営を行うことは困難と考えられます。

- ① 本株主提案の取締役候補者は当社の企業価値を高める資質を有しないこと

本株主提案の取締役候補者につきましては、その経歴等に照らしても、当社と同種・同規模の上場企業における業務執行経験を有さず、また、当社事業に関する知見や経験をしておらず、経営能力の観点から当社の企業価値を高める資質を有しているものとは到底認められません。

この点、当社が、本臨時株主総会の招集請求を受けて提案株主に質問状を送付し、本臨時株主総会においても取締役候補者とされていた本株主提案の取締役候補者について、以下の点について回答を求めたところ、次の内容の回答がなされました。当社といたしましては、これらの回答をもってしても、本株主提案の取締役候補者の資質を示す十分な情報が示されたとはいえないと考えております。

(i) 青木邦博氏

質問	本株主提案書面記載の略歴等によれば、「2004年中山D I C色料有限公司に董事長として出向」後、現在に至るまで約18年間の経験の記載がないことに照らし、この間（とりわけ直近5年間）の経験と同氏が当社業務執行取締役としてふさわしいと考える具体的理由
回答	同氏は、平成21年に現地で定年退職した後、中国、台湾の企業や日本の上場に対する経営コンサルタントとして、中国、台湾企業の日本進出や、日本企業の中国・台湾への進出の支援業務に従事していた。 提案株主は、事業拡大の柱として、中国・台湾を中心としたアジアへの海外進出を考えていることから、業務執行取締役として適任であると考える。

(ii) 濱本翔太氏

質問	同氏がA I、I O T、S D G sのご知見を有していると考える具体的理由、並びに、同氏が代表取締役を務める株式会社H A M A Xの売上高・従業員数等の情報と、同氏が従業員200名以上を有する上場企業である当社業務執行取締役としてふさわしいと考える具体的理由
回答	同氏は、総務・人事・製造管理業務に関し、クラウドシステムやAIソフトを利用し、業務効率を大幅に向上させ、また、樹脂原料に関し、ポストコンシューマリサイクルを実現してきており、知見にも長けており、これらを目指した新たな事業投資の知見を有していると判断している。 250名弱の企業の役員を務めることについて、同氏が不適任という判断はしていない。

(iii) 吉永久三氏

質問	同氏の顧問先等の重要な兼職の有無と、同氏が当社社外取締役としてふさわしいと考える具体的理由
回答	現在の重要な兼職はない。 同氏は、上場会社のコンプライアンスに対する理解と長年の経験を備えていることから、非業務執行取締役・社外取締役として適任であると考える。

(iv) 渡邊雅之氏

質問	本株主提案書面記載の略歴等によれば、同氏は5件の重要な兼職があるとされていることに照らし、当該5件の重要な兼職先における、同氏の取締役会出席回数や委員会等の必要会議体への出席回数等と、同氏が当社社外取締役としてふさわしいと考える具体的理由
回答	弁護士としての経験を有し、法律実務に関する豊富な経験を有しているといえることから、経営に対する適切な助言を期待できると考えたことから、監査等委員である取締役として適任であると考えている。 公表されている事項以外については、回答を差し控える。

本株主提案における取締役候補者では、当社の求める知識、経験、スキルなどを、現経営

陣のようにバランスよく取り入れることはできません。当社の人員規模では、原則として取締役自らが営業や管理部門での業務執行を行いつつ、取締役会での意思決定に携わることが適当であり、業務執行に関与しない取締役ばかりでは、取締役会として適切な経営判断は行い得ないものと考えおります。

② 当社の中長期的な企業価値向上に向けた事業計画が示されていないこと

本株主提案の取締役候補者は、それぞれの役割や担当も明かではなく、どのような体制で経営にあたっていくか不明ですが、そもそも本株主提案は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた具体的な事業計画を何ら示しておらず、どのような経営方針をもって当社の経営にあたっていくのか、明確な経営戦略は認められません。

この点、当社は、本臨時株主総会の招集請求を受けて提案株主に質問状を送付し、提案株主の考える「経営参画」の具体的な内容、及び、提案株主の考える当社の①経営方針、②事業計画・投資計画（M&Aを含みます。）、③財務計画、④資本政策、⑤配当政策等について回答を求めました。提案株主からなされた回答内容は、2022年5月9日付「当社よりアダージキャピタルに3月25日付で送付した質問状および4月8日付で送付した文書に関するお知らせ」においてお知らせしたとおりであり、当社といたしましては、提案株主の回答内容を踏まえれば、提案株主が真摯に合理的な経営を目指さない株主であることが明白になったと考えており、提案株主が当社の経営を掌握することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損される懸念が一層強まったと考えております。

上記のとおり、当社事業に関する知見・経験を有さない業務執行取締役が、当社の事業活動の中心を担うことになれば、当社事業の円滑な遂行が妨げられるだけあります。さらには、現経営陣が策定した経営計画の推進に関しても、経営陣が交代した場合には、いたずらに社内の混乱を招き、当社の事業を停滞させ、同計画が頓挫することは確実であり、当社の企業価値が毀損されることは明らかであります。

(3) 本株主提案は提案株主の権利濫用に該当する可能性があること

本書の冒頭で述べたとおり、本株主提案の内容は本臨時総会株主提案議案と実質的にはほぼ同一であり、2022年5月12日に開催した本臨時株主総会において、いずれも否決されております。当社は、株主提案権が重要な少数株主権の一つであることに照らし、本株主提案を本定期株主総会の議案として採用いたしましたが、本株主提案は、非常に近接した時期において繰り返し同一の議案の審議を求めるものであって、権利濫用に該当し得る不当な要求であると考えております。

以上

別紙「本株主提案の内容」

1. 株主総会の目的である事項

【決議事項】

議案① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

議案② 監査等委員である取締役2名選任の件

【議案の要領及び提案の理由】

議案① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となることから、新たに次の2名の候補者を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任することをお願いするものであります。

(1) 青木邦博（あおき くにひろ）(1948年2月24日生) (新任)

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1971年3月 同志社大学経済学部卒業

1971年4月 大日本インキ化学工業入社

1996年 台湾佳龍加工廠に総經理として出向

2001年 大日本インキ化学工業大阪支店営業部長として帰任

2003年 D I C上海に出向

2004年 中山D I C色料有限公司に董事長として出向

(重要な兼職の状況)

なし

【候補者とした理由など】

青木邦博氏は、日本有数のメーカーでの勤務経験に加えて中国企業の董事長を務めるなど、製造業をグローバル展開することに対する理解や長年の経験を備えていることから、当社の業務執行取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

(2) 濱本翔太（はまもと しょうた）(1982年3月29日生) (新任)

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

2004年3月 東京理科大学経営学部経営学科卒業

2004年11月 株式会社白石入社

2017年8月 株式会社エコリーフ代表取締役（現任）

2018年8月 株式会社HAMAX代表取締役就任（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社エコリーフ代表取締役

株式会社HAMAX代表取締役

【候補者とした理由など】

濱本翔太氏は、樹脂成型・製造コンサルティング事業を営む会社の代表取締役を務めるなど、A I · I O TやS D G sに対する理解や経験を備えていることから、当社の業務執行取

締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

【提案理由】

当社は、1919年の創業から100年以上の歴史を有し、独自の品質力及び技術力を有して顧客及び取引先とも長期間良好な関係を築いてきました。そして、水中機械・水中灯に使用される電線において高い信頼を得て、また、災害時の復旧工事、湾岸・河川工事等に適した電線のラインナップを有しております、日本、東アジア、東南アジアの生産拠点を最大限に活用したビジネス展開を行うなど、その真の企業価値は高いものと評価することができます。しかるに、残念ながら、当社は、現状、これらの長い歴史の中で築き上げてきた強みを、十分に活かすことができておらず、経営成績は低迷しているといわざるを得ません。すなわち、当社の最近の経営成績をみると、連結売上高は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生じる前の2018年3月期の92億57百万円をピークに、2019年3月期が91億64百万円、2020年3月期が85億22百万円、2021年3月期が76億37百万円と減少の一途を辿っており、上場同業他社と比べると15社（※）中13位と低迷しています。営業利益も、2017年3月期の約5億5百万円をピークに、2018年3月期が約3億41百万円、2019年3月期が約2億82百万円、2020年3月期が約2億1百万円、2021年3月期には約1億97百万円と減少の一途を辿っており、上場同業他社と比べると15社中14位と低迷しています。

また、当社は、連結自己資本利益率（ROE）8.0%以上を中長期的な経営目標として掲げているものの（2021年3月期有価証券報告書7頁）、2021年3月期の実績は3.2%であり（同32頁）、上場同業他社と比べると15社中13位と低迷しています。このように、当社の経営成績は、未だ新型コロナウイルス感染拡大前の状態にさえ、回復する見通しが持てていない状況にあります。

住友電気工業、昭和電線HD、泉州電業、タツタ電線、平河ヒューテック、東京特殊電線、ヤマシナ、未来工業、不二精機、藤倉化成、JMACS、南海プライウッド、ミライアル、愛光電気及び当社。

一般に、全ての上場会社が遵守すべきコーポレートガバナンス・コードにおいては、上場会社の取締役会・経営陣は、中期経営計画を株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立って策定・公表し、その実現に向けて最善の努力を行うべき役割・責務を負うことが求められています。特に、当社のように経営成績が長く低迷している会社の取締役会・経営陣は、経営成績の回復を図るべく、具体的な方策を検討し、実行に移して然るべき立場にあります。

しかしながら、当社は2021年12月31日時点で14億24百万円もの現預金を有しているにもかかわらず、これを従来の事業又は新規事業に投資するなどして事業収益に繋げることをしておりません。そればかりか、新型コロナウイルスの感染拡大が取り沙汰されるようになってから、既に約2年が経過し、これまでの状況を踏まえた具体的な経営方針の策定が可能になっているにもかかわらず、なおも、中期経営計画を有しないまま、上記のように悪化した経営成績をどのように回復させ、かつ向上させるかについて、何らの具体的な方策も示しておりません。

当社がこのような状況に陥った要因は、現状、当社の経営陣に対するモニタリングが機能しておらず、その結果、経営陣が株主利益を軽視し、具体的な事業計画を策定・公表するこ

となく漫然と従来事業のオペレーションを続け、資本効率を意識した果断な事業投資をしていないことにあると考えられます。

当社は、これ以上、経営成績の悪化を新型コロナウイルスのせいにして漫然と従来事業のオペレーションを続けるのではなく、明確な経営計画を策定・公表し、潤沢な現預金を活用して、従来の事業を尊重しつつも、新たな挑戦（新製品の開発を含めた、新たな事業投資等やM&A）を開始して、事業収益の拡大を図るべきであります。当社の経営資源を有効活用せずに、従来事業のオペレーションを行うのみで当社の企業価値を低迷させ続けている現取締役会・経営陣に、このまま当社の経営を委ね続けることは、当社の衰退を招くものであるといわざるを得ません。

以上より、現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）である競良一氏、松山元氏及び前田康智氏は、いずれも当社の取締役・経営陣として不適任であります。そこで、2022年5月12日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、この3氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から解任するなど当社の取締役会を刷新するための議案が諮られました。

一般に、株主提案をした株主が、株主総会において株主の皆様に対する議決権の代理行使勧誘（委任状勧誘）を行う場合には、株主の皆様に対して委任状勧誘書類を郵送するため、株主名簿の閲覧謄写をすることが必須であり、株主には株主名簿閲覧謄写請求権が認められています（会社法125条2項）。本臨時株主総会においても、株主提案をした株主から、令和4年3月16日付けで株主名簿閲覧謄写請求が適法になされました。しかしながら、競良一氏、松山元氏及び前田康智氏ら当社の経営陣は、会社法に違反して株主名簿閲覧謄写請求に応じず、更には、大阪地方裁判所が令和4年4月11日に株主名簿の閲覧謄写をさせるよう命令を発したにもかかわらず、これを無視し続けるという、会社法違反・裁判所の命令無視という重大なコンプライアンス違反を続けました。そして、裁判所の和解勧試により、ようやく令和4年4月22日に株主名簿の開示に応じたものの、同日には、本臨時株主総会の招集通知及び会社側の委任状勧誘書類を先んじて発しました。そこで、本臨時株主総会においては、競良一氏、松山元氏及び前田康智氏ら経営陣側は、招集通知等の発出日から総会日までの期間を全て利用して株主の皆様に対する議決権の代理行使勧誘（委任状勧誘）ができるのに対し、株主提案をした株主の側は、株主名簿の開示を受けてから株主の皆様の宛先をデータ化して委任状勧誘書類を郵送するという作業期間が発生してしまい、その作業期間を控除した残りの期間で株主の皆様に対する議決権の代理行使勧誘（委任状勧誘）を行わなければなりません。このようにしてなされた決議は、株主の皆様に対する議決権代理行使の勧誘（委任状勧誘）について会社と株主の公平を著しく害する結果となるといわざるを得ないことは、裁判例が指摘するとおりです（東京地判平成19年12月6日金融・商事判例1281号37頁参照）。

このように、自己保身のためであれば、会社法違反・裁判所の命令無視というコンプライアンス違反を厭わない競良一氏、松山元氏及び前田康智氏が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に不適任であることは、益々明らかです。

そこで、当社の取締役会を刷新し、新たな経営体制の下で当社の経営成績の飛躍的な向上による発展を目指すため、各取締役の経験・知見・属性の多様性（ダイバーシティ）を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスを一層強化するという観点から、

現任の3名の再任は認めずに、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

議案② 監査等委員である取締役 2 名の件

当社の監査等委員である取締役大林良寛氏及び中村健三氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となることから、新たに次の 2 名の候補者を監査等委員である取締役に選任することをお願いするものであります。

(1) 渡 邊 雅 之 (わたなべ まさゆき) (新任・社外取締役候補)

(1970 年 5 月 2 日生)

【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

1995 年 3 月 東京大学法学部卒業

1998 年 4 月 総理府（官房総務課）入府

2001 年 10 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

2001 年 10 月 アンダーソン・毛利法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所

2007 年 5 月 Columbia Law School (L.L.M.) 修了

2009 年 8 月 弁護士法人三宅法律事務所入所

2011 年 5 月 同パートナー（現任）

2014 年 6 月 株式会社王将フードサービス社外取締役

2016 年 6 月 日特建設株式会社社外取締役（現任）

2017 年 4 月 政府・特定複合観光施設区域整備推進課異議委員（現任）

2020 年 6 月 株式会社廣済堂（現株式会社広済堂ホールディングス）社外取締役（現任）

2021 年 6 月 株式会社代々木アニメーション学院社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

弁護士法人三宅法律事務所パートナー、政府・特定複合観光施設区域整備推進課異議委員、日特建設株式会社社外取締役、株式会社広済堂ホールディングス社外取締役、株式会社代々木アニメーション学院社外取締役

【候補者とした理由など】

渡邊雅之氏は、弁護士としての経験を有し、法律実務に関する豊富な経験を有しているといえることから、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、当社社外監査役監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。

(2) 吉 永 久 三 (よしなが ひさみつ) (1951 年 11 月 15 日生) (新任・社外取締役候補)

【略歴・地位及び重要な兼職の状況】

1970 年 4 月 警視庁入庁

警視庁組織犯罪対策第三課

警視庁武蔵野署警部

2012 年 4 月 株式会社東京証券取引所グループ

2017 年 7 月 株式会社アクロディア（現 THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社）コンプライアンス担当顧問

2017年9月 同社社外監査役

(重要な兼職の状況)

なし

【候補者とした理由など】

吉永久三氏は、警視庁や株式会社東京証券取引所グループにおける勤務経験や上場会社におけるコンプライアンス担当顧問及び社外取締役を務めるなど、上場会社のコンプライアンスに対する理解と長年の経験を備えていることから、当社の非業務執行取締役・社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

【提案理由】

上記のとおり、本臨時株主総会において、会社法に違反し、かつ大阪地方裁判所の命令を無視して提案株主に対する株主名簿の開示を遅らせ、議決権代理行使の勧誘（委任状勧誘）について会社と株主の公平を著しく害する結果をもたらすようなコンプライアンス違反・司法軽視に対し、現任の監査等委員である取締役が、適切な監査を行っていなかったことは、最早、明らかです。

また、当社の取締役会を刷新し、新たな経営体制の下で当社の経営成績の飛躍的な向上による発展を目指すため、各取締役の経験・治験・属性の多様性（ダイバーシティ）を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスを一層強化するという観点から、現任の2名の再任はせずに、新たに監査等委員である社外取締役2名の選任をお願いするものであります。

以上